

## 藤沢市雨水貯留槽購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、水資源の循環利用の促進を図るため、自ら居住する住宅に雨水貯留槽を設置する者に対し、その購入に要する費用の一部を補助することについて藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「雨水貯留槽」とは、雨水を一時的に貯留し、かつ、貯留した雨水を利用するための機能を有する簡易な地上据置き型の槽（浄化槽を転用したものは除く。）であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。

- (1) 建物の屋根に降った雨水を雨どいから貯留するものであること。
- (2) 貯留した雨水を有効に利用するための蛇口その他の排水装置を有していること。
- (3) 本体が金属、プラスチックその他堅牢で耐久性のある材質で構成されており、かつ、未使用品であること。
- (4) 雨水の貯留の容量が、100リットル以上600リットル以下のものであること。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、第10条に規定する期日までに、同条に規定する完了届を提出できる者であって、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 自ら居住又は居住を予定している住宅（物置等の住宅に附属する建物を含む。）に雨水貯留槽を設置する個人。（現に市内に住所を有し、又は第10条に規定する完了届を提出する日までに本市に転入済みである場合に限る。）
- (2) 市税（申請日現在本市に住民登録がない場合は対象となる年度の課税地の住民税、又は本市に転入して間がないことにより市税の納付の状況を確認することができない場合は対象となる年度の課税地の住民税を含む。）に滞納がないこと。

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、雨水貯留槽本体（付属品等（置台、転倒防止チェーン及び接続に必要な部材等）を含む）の購入金額（設置工事費を除き、消費税及び地方消費税額を含む。）の2分の1とし、上限15,000円とする。

- 2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

### (制限)

第5条 補助金の交付は、1住宅に対して1基までとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。
- 3 補助金の交付を受けた者は、雨水貯留槽が破損し、使用に耐えないと市長が認める場合を除き、5年を経過しなければ再び補助金の交付の申請をすることができない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請日の属する年度の2月末日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までに、藤沢市雨水貯留槽購入費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、雨水貯留槽の購入前に市長に提出しなければならない。ただし、あらかじめ雨水貯留槽が設置された住宅を購入する場合には、雨水貯留槽の引渡し、かつ住宅の引渡日以前とする。

- (1) 雨水貯留槽を設置する住宅の場所を示す案内図
- (2) 雨水貯留槽を設置しようとする建物全景、雨どいの接続予定部分、雨水貯留槽が設置されていないことが確認できる設置予定前の現況の写真
- (3) 雨水貯留槽が設置された住宅を購入する場合又は建築と同時に雨水貯留槽が設置される場合にあっては住宅の売買契約書の写し
- (4) 購入する雨水貯留槽の見積書の写し（有効貯水量、形状その他の仕様が明示されているもの又は明示されている書類の添付）
- (5) 申請者の住民票（3か月以内に発行したもの）
- (6) 次に掲げる場合にあっては該当する書類

ア 申請日現在本市に転入する予定の場合において、申請日の属する年度の住民税の最初の納期限が到来する日（以下「申請年度最初の納税期限日」という。）までに申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の前年度の住民税納税証明書

イ 申請日現在本市に転入する予定の場合において、申請年度最初の納税期限日の翌日以降申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の当年度の住民税納税証明書

ウ 申請日の属する年度の前々年度の1月2日以降本市に転入した場合において、申請年度最初の納税期限日までに申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の前年度の住民税納税証明書

エ 申請日の属する年度の前年度の1月2日以降本市に転入した場合において、申請年度最初の納税期限日の翌日以降申請する場合 対象となる年度の課税地が発行する申請日の属する年度の当年度の住民税納税証明書

- (7) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市雨水貯留槽購入費補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第8条 市長は、前条の規定により交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助の対象となる雨水貯留槽の購入及び設置（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ藤沢市雨水貯留槽購入費補助事業計画変更・中止承認申請書（第3号様式）に変更内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に提出を必要と認めない場合は、省略することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を、藤沢市雨水貯留槽購入費補助事業計画変更・中止承認等通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定により承認を決定した場合において準用する。  
（事業の完了）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月20日（閉庁日の場合は、翌開庁日）のいずれか早い日までに、藤沢市雨水貯留槽購入費補助事業完了届（第5号様式。以下「完了届」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 購入した雨水貯留槽の申請者宛の領収書等の写し（日付、氏名、品名、金額の内訳が明記されているもの）

(2) 設置後の建物全景、雨どいの接続部分、設置した雨水貯留槽及びその他の状況が確認できる写真

(3) 申請時において、対象住宅の所在地と補助事業者の住民登録地が異なっていた場合、対象住宅の所在地と補助事業者の住民登録地が一致していることが確認できる住民票（3か月以内に発行したもの）

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する完了届が提出されたときは、その内容を審査し、補助事業の完了の検査をすることができる。

（補助金の支払）

第11条 補助事業者は、前条第1項に規定する完了届を提出後、速やかに、藤沢市雨水貯留槽購入費補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30日以内に補助金を交付する。

（取得財産の管理及び処分等）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産の設置の日から起算して5年を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供するなどの処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。

- 3 前項に規定する義務を履行できない場合は、交付を受けた補助金に前項の期間から使用月を引いた値を前項の期間で除した値を乗じて算出した金額（100円未満切捨て）を返納しなければならない。なお、1か月に満たない使用月については使用月を含めないものとする。
- 4 補助事業者は、第2項の市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分等に関する承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項に規定する承認申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を取得財産の処分等に関する承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 6 市長は、必要があると認めるときはその管理及び運用の状況を調査することができるものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 中止の承認を受けたとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (5) この要綱の規定に違反したとき。
  - (6) 取得財産の設置の日から起算して5年以内に処分等を行ったとき。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、藤沢市雨水貯留槽購入費補助金交付決定取消通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対して既に補助金が交付されているときは、藤沢市雨水貯留槽購入費補助金返還命令書（第10号様式。以下「命令書」という。）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は、前項に規定する命令を受けたときは、命令書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返納しなければならない。

（備付帳簿）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間は保管整備しておかなければならない。

（調査）

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、雨水貯留槽の設置工事の状況及び設置後の稼働状況等について、施工現場等において調査することができる。

(協力)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 雨水貯留槽の購入に関するアンケート調査

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

2 第6条第2項の規定は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月28日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和3年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和５年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和２年６月２２日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和４年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和５年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和８年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和９年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和１０年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。